

景観重要公共施設制度の 効果的な活用方策に関する研究

阿部 貴弘¹・上島 顕司²

¹正会員 工博 国土交通省国土技術政策総合研究所（〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地,
E-mail:abe-t92tb@nilim.go.jp）

²正会員 国土交通省国土技術政策総合研究所（〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号,
E-mail:ueshima-k92y2@ysk.nilim.go.jp）

景観法の制定により創設された景観重要公共施設制度は、総合的な景観形成に資する新たな制度として、その活用が期待された。しかし現状では、必ずしも制度が十分に活用されているとは言い難い状況にある。そこで、本論では、まず、全国の地方公共団体及び景観計画策定団体を対象としたアンケート調査や景観計画の記載内容の分析に基づき、景観重要公共施設制度の活用実態を把握するとともに、制度を活用するうえでの課題を把握・整理した。そのうえで、先進的に景観重要公共施設制度を活用している神奈川県内の景観行政団体及び公共施設管理者等を対象としたヒアリング調査に基づき、景観重要公共施設制度の活用方策について分析した。さらに、先進事例の分析に基づき、総合的な景観形成に資する景観重要公共施設制度の効果的な活用に向けた留意事項について考察した。

キーワード: 景観重要公共施設, 景観法, 景観計画, 景観行政団体, 公共施設管理者, 公共施設整備, 占用許可

1. はじめに

道路や河川、都市公園等の公共施設は、建築物や工作物等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つである。2004（平成16）年6月に制定された「景観法」（以下、法という）では、こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった景観形成を図ることを可能とするため、景観行政団体が、地域の良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設とし、景観計画にその整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることができる制度（以下、景観重要公共施設制度という）が用意された（法第8条第2項第5号ロ、ハ）。

法制定当初、景観重要公共施設制度は、景観行政団体とは管理者の異なる公共施設についても整備に関する事項等を定めることができる点や、民間の建築行為等の規制に関する事項だけではなく、公共施設の整備に関する事項も一体的に景観計画に定めることができる点など、総合的な景観形成に資する新たな制度として活用が期待された¹⁾。しかし、実際に景観行政団体が策定する景観計画において、景観重要公共施設の指定が進んでいないことなどから、制度の積極的な活用の必要性が強く指摘されている²⁾。

国土交通省が全国の地方公共団体を対象に実施したアンケート調査³⁾では、景観重要公共施設制度の活用意向は3割程度（2009（平成21）年8月1日時点）、さらに景観重要公共施設制度を活用している景観計画策定団体は、全188団体中55団体（29.3%）であり（2009（平成21）年8月1日時点）、必ずしも制度が十分に活用されているとは言い難い状況にある。

こうした背景を踏まえ、本論においては、公共施設と建築物等が一体となった良好な景観形成の実現に向けて、景観重要公共施設制度の活用上の課題を抽出するとともに、制度の効果的な活用方策を明らかにすることを目的とする。本論では、まず、全国の地方公共団体を対象としたアンケート調査や景観計画の実際の記載内容の分析に基づき、景観重要公共施設制度の活用実態を把握するとともに、制度を活用するうえでの課題を抽出する。さらに、抽出された課題を踏まえ、先進的に景観重要公共施設制度を活用している神奈川県内の景観行政団体及び公共施設管理者等を対象としたヒアリング調査に基づき、景観重要公共施設制度の効果的な活用に向けた留意事項について考察する。

2. 景観重要公共施設制度の活用上の課題

(1) 景観重要公共施設制度の概要 (図-1)

前述の通り、景観法では、景観行政団体が、景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めることができるとしている(法第8条第2項第5号ロ、ハ)。さらに、それらの事項等が着実に実施されるよう、整備に関する事項が定められた場合には、当該景観重要公共施設の整備は、景観計画に即して行われなければならない(法第47条)、また、占用等の許可の基準が定められた場合には、当該景観重要公共施設の管理者は、その基準に適合していなければ、占用等の許可をしてはならない(法第49条～第54条)としている。

ただし、景観行政団体の自由裁量で整備に関する事項等を定めることができるわけではなく、景観行政団体が当該公共施設の管理者である場合を除き、景観計画に整備に関する事項等を定める際には、景観行政団体は、その内容についてあらかじめ当該公共施設の管理者に協議し、その同意を得なければならない(法第9条第4項)。さらに、整備に関する事項や占用等の許可の基準は、それぞれの公共施設の整備または管理に関する方針や計画(たとえば、各事業分野の整備計画等)に適合するものでなければならない(法第8条第8項)。

一方、公共施設管理者の立場から、景観重要公共施設制度の活用を要請することもできる。公共施設管理者は、景観行政団体に対し、景観計画区域内で自らが管理する公共施設について、景観重要公共施設として整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることを要請することができる(法第10条第1項)。また、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、整備に関する事項や占用等の許可の基準の追加や変更を要請することもできる(法第10条第2項)。なお、こうした要請があった場合には、景観行政団体はこれを尊重しなければならない(法第10条第3項)。

さらに、景観行政団体や景観重要公共施設の管理者等が、景観重要公共施設等に関する協議を行う場も用意されている。景観法では、景観計画区域における良好な景観の形成に必要な協議を行うため、景観行政団体や景観重要公共施設の管理者等は、景観協議会を組織することができ(法第15条第1項)、景観協議会で協議がととのった事項については、協議会の構成員はそれを尊重しなければならないとしている(法第15条第3項)。

このように、景観重要公共施設制度は、景観計画に基づく総合的な景観形成の取組みを進めるうえで、景観行政団体と公共施設管理者とのいわば接点としての役割を担っていると考えられる。

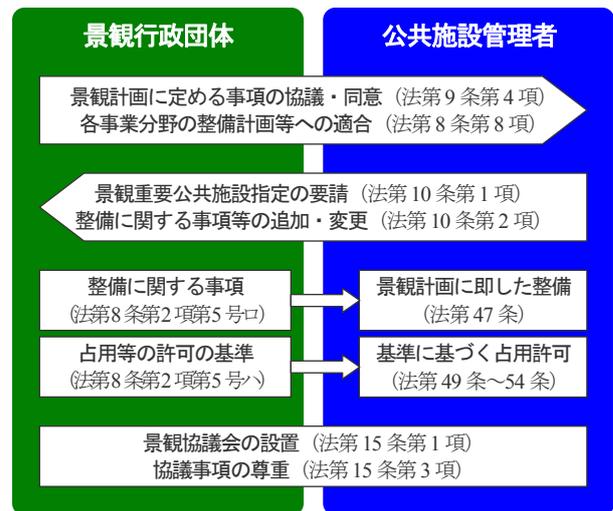


図-1 景観重要公共施設制度の概要

(2) アンケート調査結果の分析

a) 活用意向調査結果の分析

国土交通省では、2009(平成21)年8月に、全国の地方公共団体を対象に、2009(平成21)年8月1日時点の景観法の活用意向に関するアンケート調査を実施した⁴⁾。このうち、景観重要公共施設については、活用意向として、「a 活用している」、「b 今後活用したい」、「c 活用したいと思わない・分からない」の3つの選択肢の択一で回答を求めた。さらに、活用意向で「b 今後活用したい」もしくは「c 活用したいと思わない・分からない」を選択した場合は、活用しない理由もしくは活用にあつての課題について、「a 施設管理者の同意を得るのが困難」、「b 近隣市町村等との調整が困難」、「c 指定を検討する施設がない」、「d その他」の4つの選択肢で複数選択可能として回答を求めた。なお、「d その他」の選択肢については、自由記述欄を設けてその他の内容を記述できるようにした。アンケート調査の結果は、図-2、3に示すとおりである。

活用意向に関しては、「c 活用したいと思わない・分からない」とした団体が全体の68.1%を占め、「a 活用している」の2.8%、及び「b 今後活用したい」の29.0%を大きく上回り、活用意向が高いとは言い難い状況が浮き彫りとなった。活用しない理由・活用にあつての課題に関しては、無回答を除いた割合では「c 指定を検討する施設がない」が59.8%と最も高く、「d その他」が26.0%、「a 施設管理者の同意を得るのが困難」が11.5%、「b 近隣市町村等との調整が困難」が2.7%となった。また、「d その他」の内容に関する自由記述を見ると、都道府県では「景観ガイドライン等で対応する」や「市町村が活用すべき」とする記述が比較的多く、市町村では「制度活用のメリットがわからない」、「現在景観計画を策定中である」、「整備費や維持管理費の確保が課題である」とする記述が比較的多く見られた。

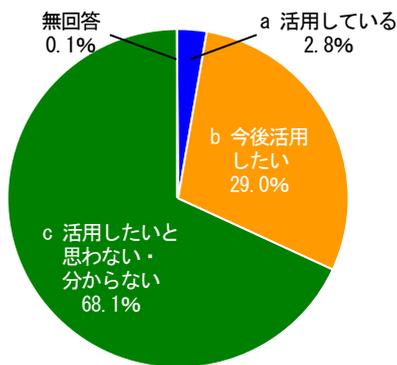


図-2 アンケート調査結果（活用意向）

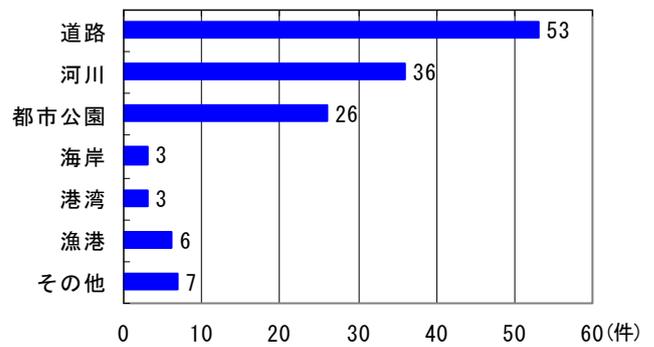


図-4 景観重要公共施設の内訳

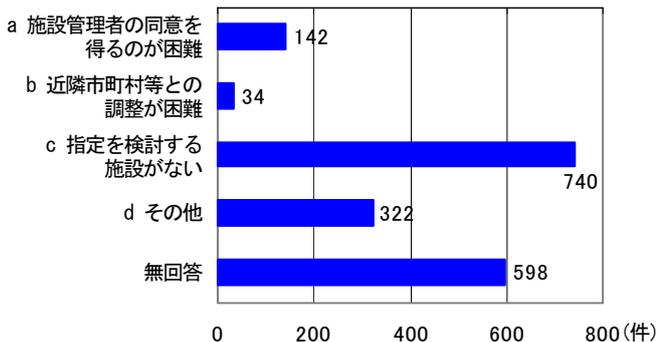


図-3 アンケート調査結果（活用しない理由・活用にあたっての課題）

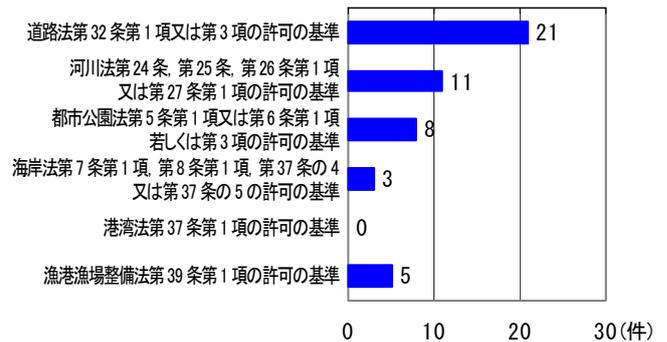


図-5 占用等の許可の基準の内訳

活用しない理由・活用にあたっての課題について、調査結果に基づき考察すると、まず、6割近くの地方公共団体が「c 指定を検討する施設がない」と回答しており、公共施設と周辺の建築物等の一体的景観形成という制度の趣旨が理解されていない、もしくはその必要性が認識されていないと考える。さらに、「d その他」の内容として「制度活用のメリットがわからない」とする記述が比較的多いことから、制度の趣旨とともに、制度活用による効果も十分には理解されていないと考える。また、建築物等の規制に関する事項と景観重要公共施設の整備等に関する事項を景観計画に一体的に位置付けることが制度の趣旨に合う活用方策であるが、「d その他」の内容として「現在景観計画を策定中である」とする記述が比較的多く、制度の活用方策についても十分に浸透しているとは言い難いと考えられる。

一方、「a 施設管理者の同意を得るのが困難」とする回答や、「d その他」の内容として「整備費や維持管理費の確保が課題である」とする記述が比較的多いことは、景観行政団体が公共施設管理者との協議・同意のプロセスに対して抱く抵抗感の表れであると考えられる。なお、「d その他」の内容として「景観ガイドライン等に対応する」とする記述も比較的多く、景観ガイドラインの役割の一つとして、景観重要公共施設制度の代替としての役割が想定されていることが読み取れる。

b) 施行実績調査結果の分析

活用意向調査と並行して、国土交通省では、2009（平成21）年8月に、景観計画策定団体を対象に、2009（平成21）年8月1日時点の景観法の施行実績に関する調査を実施した⁹⁾。このうち、景観重要公共施設に関しては、景観重要公共施設に指定している施設の名称及び管理者、さらに占用等の許可の基準の有無について回答を求めた。

その結果、2009（平成21）年8月1日時点の景観計画策定団体188団体のうち、景観重要公共施設を指定している団体は55団体、全体の29.3%にとどまり、さらに、占用等の許可の基準を定めている団体は21団体、全体の11.2%となり、制度が十分に活用されているとは言い難い状況が浮き彫りとなった。なお、景観重要公共施設を指定している団体の内訳は、都道府県、政令市、中核市がそれぞれ5団体、その他市町村が40団体であった。また、占用等の許可の基準を定めている団体の内訳は、政令市が1団体、中核市が2団体、その他市町村が18団体であった。

指定されている景観重要公共施設の種別を見ると、道路を指定している団体が53団体で最も多く、河川が36団体、都市公園が26団体と続き（図-4）、道路、河川、都市公園が景観重要公共施設の大半を占めていることがわかった。また、占用等の許可の基準の内訳を見ると、指定されている景観重要公共施設の種別に対応するように、道路法関係が21団体で最も多く、河川法関係が11団体、都市公園法関係が8団体と続いていることがわかった（図-5）。

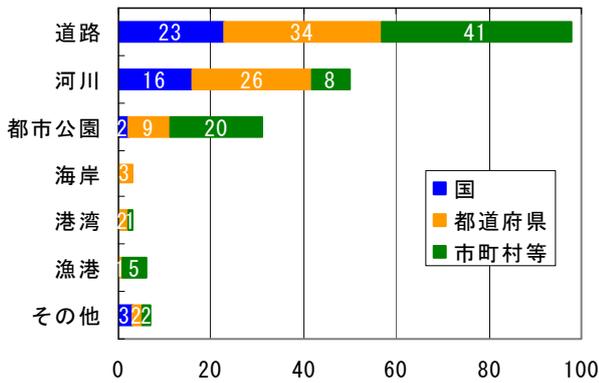


図-6 景観重要公共施設の管理者の内訳

次に、景観重要公共施設の管理者について、公共施設の種別ごとに、国・都道府県・市町村等の別に、それぞれの機関が管理する公共施設を景観重要公共施設として指定している景観行政団体数をまとめたものが図-6である。公共施設の種別ごとに多少のばらつきはあるが、全体としては、国管理施設を指定している団体は全55団体中30団体(54.5%)、都道府県管理施設を指定している団体は41団体(74.5%)、市町村等管理施設を指定している団体は43団体(78.2%)であった。このうち、市町村が景観行政団体として策定する景観計画に指定されている景観重要公共施設に限ってみると、国管理施設は全50団体中26団体(52.0%)、都道府県管理施設は37団体(74.0%)、市町村等管理施設は42団体(84.0%)であった。

国管理施設を指定している団体よりも都道府県もしくは市町村等管理施設を指定している団体のほうが多い状況にあるが、景観法活用意向調査において、景観重要公共施設制度について、「活用しない理由・活用にあたっての課題」として「施設管理者の同意を得るのが困難」とする地方公共団体が比較的多かったのに対して、この内訳を見ると、景観重要公共施設制度を活用している市町村は、国の機関や都道府県の管理する公共施設についても、ある程度積極的に景観重要公共施設に指定していることがわかる。

(3) 景観計画の記載内容に関する分析

a) 分析対象・分析方法

景観法施行実績調査を踏まえ、景観重要公共施設を指定している55団体の景観計画について、景観重要公共施設に関する記載内容の分析を行った。分析対象は、景観重要公共施設の整備に関する事項(法第8条第2項第5号ロ関係)及び占用等の許可の基準(法第8条第2項第5号ハ関係)に関する記載とした。

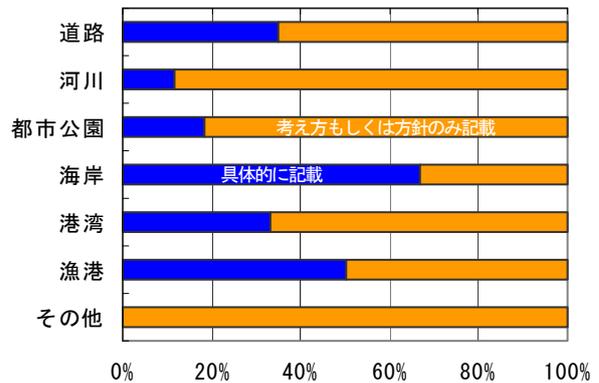


図-7 整備に関する事項の記載内容

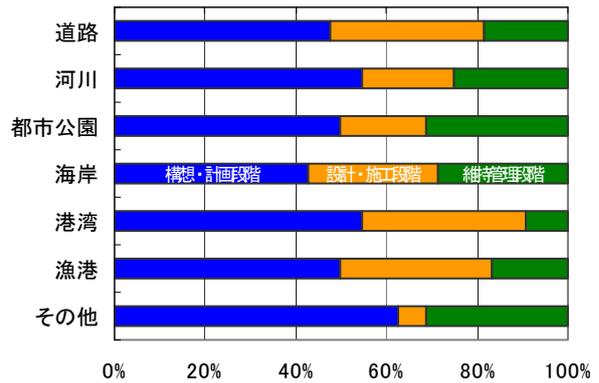


図-8 対象として想定している整備段階

整備に関する事項の分析に当たっては、景観計画の具体的な記載内容について、対象施設のまとまりごとに「整備内容を具体的に記載している」か「整備の考え方もしくは方針のみ記載している」かの分類を行った。この際、たとえば照明柱や防護柵、橋梁、歩道舗装、街路樹など整備対象を明確にし、これらを対象として色彩、舗装材、樹種などを指定もしくはその候補を掲げているものは「整備内容を具体的に記載している」として分類し、具体的な整備対象物を示さないもの、あるいは、整備対象について具体的な整備内容の記載がないものは「整備の考え方もしくは方針のみ記載している」として分類した。さらに、各事項が対象として想定している整備段階(「構想・計画段階」、「設計・施工段階」、「維持管理段階」)を記載内容から読み取り、分類を行った。

占用等の許可の基準の分析に当たっては、景観計画の具体的な記載内容について、対象施設のまとまりごとに「基準内容を具体的に記載している」か「基準の考え方もしくは方針のみ記載している」かの分類を行った。この際、たとえば使用できる色彩の範囲を指定したり、工作物等の素材や形態、設置位置等を規定しているものは「基準内容を具体的に記載している」として分類し、たとえば「地区にふさわしい形態」や「周辺のまちなみとの調和に配慮した形態」といった具体的な制限等を規定していないものは「基準の考え方もしくは方針のみを記載している」として分類した。

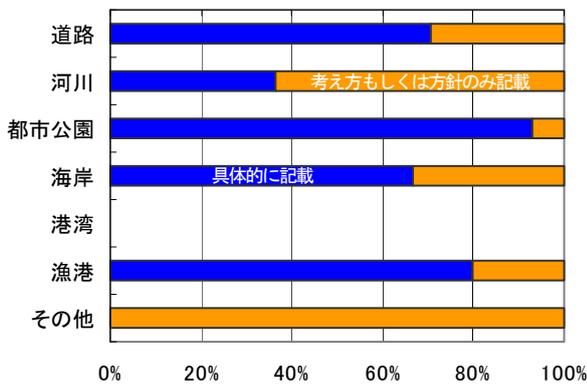


図-9 占用等の許可の基準の記載内容

b) 整備に関する事項の記載内容の分析 (図-7, 8)

整備に関する事項の具体的な記載内容について分析した結果、公共施設の種別ごとに多少のばらつきはあるが、全体としてみると、「整備内容を具体的に記載している」が25.5%であるのに対し、「整備の考え方もしくは方針のみ記載している」が74.5%となり、考え方もしくは方針のみの記載が具体的な記載を大きく上回った。また、対象として想定している整備段階は、「構想・計画段階」が50.2%、「設計・施工段階」が26.9%、「維持管理段階」が22.9%となり、「構想・計画段階」が5割を超える結果となった。

景観法では、国の機関や地方公共団体は、当該地域の景観計画において届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ景観行政団体に通知しなければならないとしている(法第16条第5項)。さらに、この通知があった場合、景観行政団体は、必要に応じて国の機関や地方公共団体に協議を求めることができるとしている(法第16条第6項)。しかし、景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合、これに基づき行われる行為については、国の機関や地方公共団体が景観行政団体への通知を行う必要がなくなる(法第16条第7項第4号)。つまり、法的には、景観行政団体とは管理者の異なる公共施設を景観重要公共施設とし、整備に関する事項を定めた場合、その事項に即して行われる実際の整備について、景観行政団体と当該公共施設管理者との間で、協議を行う場は設定されないことになる。

すなわち、整備に関する事項として、考え方もしくは方針のみ記載した場合や、構想・計画段階を対象として想定した事項を記載した場合は、実際に行われる整備が景観行政団体の意図したものとなるよう、景観行政団体と当該公共施設管理者との間で、具体的な整備内容について、継続的に協議もしくは確認する体制や仕組みを構築することが重要であると考えられる。

c) 占用等の許可の基準の記載内容の分析 (図-9)

占用等の許可の基準の具体的な記載内容について分析した結果、公共施設の種別ごとに多少のばらつきはあるが、全体としてみると、「基準内容を具体的に記載している」が69.1%であるのに対し、「基準の考え方もしくは方針のみ記載している」が30.9%となり、具体的な記載が考え方もしくは方針のみの記載を大きく上回った。

整備に関する事項とは異なり、占用等の許可の基準では、具体的な記載が約7割を占める結果となった。これは、景観計画に占用等の許可の基準が定められると、当該基準に基づき、管理者が実際に基準への適合を判断しなければならないことから、その判断を行いやすいよう、より具体的な基準が必要とされるためであると考えられる。また、そうした具体的な基準の設定に当たっては、基準の内容について、景観行政団体と公共施設管理者との間で十分な協議が必要であり、景観行政団体が公共施設管理者の同意を得るまでかなりの時間を要することが想定される。このことが、景観計画に占用等の許可の基準を定める団体が少ない一因であると推察する。

なお、具体的な記載のうち、93.6%で色彩に関する何らかの記載があり、さらに57.4%でマンセル値による色彩の定量的基準が定められていた。また、具体的な記載のうち、工作物の高さなどマンセル値以外の定量的基準が定められていたのは13.6%にとどまった。これらは、占用等の許可の基準として、色彩に関する基準が適合の判断を行いやすい、あるいは管理者の同意を得やすい基準であり、さらに、定量的基準として、色彩以外の基準設定が困難であることを示していると考えられる。

一方、整備に関する事項と同様、景観法では、景観計画に景観重要公共施設に関する占用等の許可の基準が定められた場合、この許可を受けて行われる行為については、景観行政団体へ届け出なくてよいとしている(法第16条第7項第5号)。そのため、特に景観行政団体とは管理者の異なる景観重要公共施設について、占用等の許可の基準として考え方もしくは方針のみ記載している場合や、具体的な記載であっても、一義的・定量的な基準ではなく、裁量的・定性的な基準である場合等には、管理者の行う基準への適合の判断が、景観行政団体の意図した通りに行われるよう、景観行政団体と当該公共施設管理者との間で、適合の判断について協議もしくは確認する体制や仕組みを構築することが重要であると考えられる。

(4) 制度活用上の課題のまとめ

以上の分析に基づき、景観行政団体の立場から見た景観重要公共施設制度の活用上の課題について、a) 制度の趣旨等の周知、b) 公共施設管理者との協議における留意事項の抽出、c) 継続的な協議・確認の体制や仕組みの構築、3つの視点から取りまとめる。

a) 制度の趣旨等の周知

アンケート調査によると、景観重要公共施設制度を活用する意向のない地方公共団体は7割近くに上り、また、景観計画策定団体のうち、景観重要公共施設制度を活用している団体は3割弱、占用等の許可の基準を定めている団体は1割程度にとどまっている。これは、アンケート調査結果の分析から明らかなように、公共施設と周辺建築物等の一体的な景観形成の推進という景観重要公共施設制度の趣旨等が、十分には理解されていないことによると考える。

そこで、景観重要公共施設制度の活用推進に向けて、先進事例等の分析に基づき、制度の活用方策や制度活用による効果等をより具体的に把握し、それらを広く周知していく必要があると考える。

b) 公共施設管理者との協議における留意事項の抽出

アンケート調査結果の分析から、景観重要公共施設制度の活用に当たり、景観行政団体が抱く公共施設管理者との協議・同意のプロセスに対する抵抗感が、制度の活用が進まない要因の一つであると考えられる。

景観重要公共施設制度は、景観法で新たに創設された制度であることから、景観行政団体が、これまでに経験したことのない公共施設管理者との協議・同意のプロセスに対して抵抗感を抱くことは理解できる。その一方で、すでに景観重要公共施設制度を活用している市町村は、比較的積極的に国の機関や都道府県の管理する公共施設を景観重要公共施設に指定していることから、こうした抵抗感の低減に向けて、先進事例の分析等に基づき、協議のスケジュール、協議内容、協議方法といった協議プロセスを整理するとともに、協議にあたっての留意事項を明らかにする必要があると考える。

c) 継続的な協議・確認の体制や仕組みの構築

景観計画の記載内容を分析した結果、整備に関する事項については、考え方もしくは方針のみの記載が多く、また構想・計画段階を対象として想定した記載が多いことがわかった。こうした場合、景観計画に定められた事項に即して行われる実際の整備が、景観行政団体の意図と異なるものとならないよう、景観重要公共施設指定後も、具体的な整備内容について、景観行政団体と当該公共施設管理者との間で継続的に協議もしくは確認する体制や仕組みを構築する必要があると考える。

占用等の許可の基準については、約7割が基準の内容を具体的に記載しているが、数値を用いた定量的基準を設定しているのは全体の6割程度で、そのほとんどがマンセル値による色彩の定量的基準であった。つまり、色彩以外の形態や意匠、素材や配置等に関する基準は定性的基準であり、基準への適合の判断は管理者に委ねられることになる。そのため、占用等の許可の基準についても、考え方もしくは方針のみ記載している場合や、裁量

的・定性的な基準を定めている場合等には、基準への適合の判断が、景観行政団体の意図と異なる判断とならないよう、適合の判断について、景観行政団体と当該公共施設管理者との間で、協議もしくは確認する体制や仕組みを構築する必要があると考える。

なお、アンケート調査結果の分析から、景観ガイドラインに、景観重要公共施設制度の代替としての役割が想定されていることが読み取れたが、こうした景観ガイドラインについても、協議もしくは確認の体制や仕組みの観点から、実態を分析する必要があると考える。

以上に抽出した課題を踏まえ、先進事例に対するヒアリング調査に基づき、景観重要公共施設制度の効果的な活用に向けた留意事項について考察する。

3. 景観重要公共施設制度の活用に関する先進事例分析

(1) ヒアリング調査対象及び分析視点

ヒアリング調査は、神奈川県内の景観計画策定団体のうち、国の機関や県が管理する公共施設を景観重要公共施設として指定している5市(本論ではこれをA～E市・町とする)に加え、景観重要公共施設管理者である県土木事務所(本論ではこれをF土木事務所とする)及び国道管理事務所(本論ではこれをG国道管理事務所とする)、さらに県景観担当部局を対象として実施した。神奈川県内の景観計画策定団体を対象としたのは、景観法制定以来、神奈川県内では景観計画の策定が順調に進み(2009(平成21)年8月1日時点で16団体)、また景観重要公共施設制度を活用する景観行政団体も比較的多い(2009(平成21)年8月1日時点で7団体)ことによる。

ヒアリングにあたっては、景観重要公共施設指定の背景や経緯、同意に向けた協議プロセス、景観重要公共施設制度活用による効果等について、担当者から対面式で聞き取り調査を行った。なお、ヒアリング調査は、景観重要公共施設制度の活用に関する情報を的確に把握するため、景観重要公共施設指定後のできるだけ早い時点で実施したことから、前出のアンケート調査以前に実施したものも含まれている。

ヒアリング調査結果は、前章で抽出した課題を踏まえ、a) 制度活用のねらい、b) 同意に向けた協議プロセス、c) 実際の整備や基準運用にあたっての体制及び仕組み、d) 制度活用の効果、4つの視点から整理・分析する。なお、ヒアリング調査結果の概要は、表-1及び表-2に示す通りである。

表-1 ヒアリング調査結果の概要（景観行政団体）

景観行政団体 項目	A市	B市	C市	D市	E町
ヒアリング年月日	平成19年1月15日 平成22年8月12日	平成22年9月6日	平成22年8月26日	平成18年12月28日	平成18年12月20日
景観計画策定年月日	平成19年1月1日	平成20年7月1日	平成18年6月26日 平成20年4月1日(施設指定) 平成21年9月1日(最終変更)	平成17年12月16日 平成21年5月1日(最終変更)	平成18年5月1日
公共施設の種別(管理者)	道路(県)、河川(県) 都市公園(市) 海岸(県)、漁港(市)	道路(国・県・市) 都市公園(市) 海岸(県)、漁港(市)	道路(国・県・市)	道路(国・市)	道路(県・町) 港湾(県)、漁港(町)
占用等の許可基準の有無	有り	有り	無し	有り	無し
制度活用のねらい	○景観軸の骨格となる公共施設を指定した ○景観形成の先導的役割を担うとともに、管理者の異なる公共施設の一体的景観形成を進めることをねらいとした	○景観軸を構成する公共施設や重点区域内の重要な公共施設を指定した ○既存の計画やガイドラインに基づく取組みを継承することをねらいとした	○市のシンボルとなる道路を指定した ○道路管理者ごとに異なっていたガイドラインを一元化することをねらいとした	○重点区域内の主要道路を指定した ○景観形成をシンボリックに先導する役割を担うことをねらいとした	○公共施設全般に地域の景観形成上重要な役割を担っているとの考えから、町内の全域の道路等を指定した ○景観形成の先導的役割を担うことをねらいとし、景観先進自治体のイメージづくりの一環として、景観重要公共施設制度を活用すること自体を重視した
同意に向けた協議プロセス	○協議期間は、1年以上を要した ○公共施設の維持管理に当たり、道路付属物等において、整備当初とは異なる色彩が目立つようになってきたことから、定量的色彩基準を設定した ○県土木事務所等には、制度の意義から説明を行う必要があった ○県景観担当部局が調整役として重要な役割を果たした ○警察との協議にもかなりの時間を要した	○協議期間は、半年程度を要した ○いずれの公共施設においても、協議は円滑に進行した ○景観計画策定以前からある公共施設に関わる計画やガイドライン等の内容に基づき、整備に関する事項等を設定した ○いずれの公共施設も、新たに事業を立ち上げるものではなく、すでに何らかの景観形成に関するガイドライン等が策定済みであった ○ある程度ベースとなるガイドライン等があったため、特に問題なく同意を得ることができた	○協議期間は、約1年半を要した ○景観計画策定以前からシンボル道路整備を行っていた ○既存のガイドライン等を基に、同意を得やすい事項として、道路付属物を対象に定量的色彩基準を設定した ○国・県・市の道路部局と個別に協議を行った ○国との協議は、国が道路付属物等に関して同様の色彩基準を策定していたことなどから、それほど苦勞せず同意を得ることができた ○県土木事務所等は、制度の考え方を伝える作業に時間を要したが、県景観担当部局のサポートもあり同意を得ることができた ○市の道路部局との協議は、特に問題なく進んだ ○周辺の公共施設を指定することは想定していなかった	○市が策定する各種ガイドラインが、整備等に関する事項を景観計画に定める際の拠り所となった	○協議期間は、半年程度を要した ○既存の景観形成基準に基づき、これを尊重するよう整備に関する事項を定めた ○県土木事務所等には、制度の意義から説明を行う必要があった ○県景観担当部局が調整役として重要な役割を果たした ○同意に向けて、景観計画への記載内容を可能な限り調整・妥協した ○占用等の許可の基準については、協議に時間がかかることが想定されたことから、設定しないこととした
実際の整備や基準運用に当たっての体制及び仕組み	○県管理施設等の占用許可に当たっては、景観計画に定められた占用等の許可の基準のうち、定性的基準への適合を判断するため、市が事前確認を行う運用の仕組みを導入した ○この仕組みは、県との協定書の締結により担保した ○年度に一度、県公共施設管理者等との連絡調整会議を実施し、年度内の公共施設整備等について情報交換を行っている	○国・県・市の各管理者に対して、整備等を行う際、市担当課に協議するよう依頼している ○実際の整備に当たっての協議の中で、具体的な整備内容を決めていきたい ○市管理施設については、全庁的に協議の必要性が認知されつつある ○協議会等の設置は想定していない ○国及び県管理施設の占用許可に当たっては、景観計画に定められた占用等の許可の基準への適合を判断するため、市が事前確認を行う運用の仕組みを導入した ○申請者に運用の仕組みが十分浸透していない点が課題である	○協議会等の設置は想定していない ○整備は各事業者に任せており、市では整備状況の確認等は行っていない ○景観重要公共施設の周辺も含め、公共施設整備を行う際、現在は市に協議してもらっているが、特に協議の仕組みは設けていない	○占用等の許可の基準に関しては、市が事前確認を行うなど、運用の仕組みづくりが課題である	○景観重要公共施設管理者等と景観協議会を設置し、施設ごとの具体的な整備方針や実際の整備に当たっての協議の仕組み、さらに占用等の許可の基準等について協議する ○景観形成基準が、整備を行う際の協議・調整の拠り所としての役割を果たすことになる
制度活用の効果	○すでに整備を行った施設であっても、整備に関する事項や占用等の許可の基準等を定めることで、維持管理(景観管理)において有効である ○今後、新規整備が行われる場合でも、景観管理の一環として対応可能である ○占用許可の事前確認の手続きを定めておくことで、市のほうでどのような占用物件があるか把握できる ○景観重要河川に架橋する橋梁について、占用許可物件となることから、市が事前確認を行うとともに、市の景観アドバイザーにアドバイスを仰ぎ整備に反映した ○市管理施設は、景観重要公共施設以外でも担当課から相談が来るようになった	○制度活用により、市の土木サイドの景観に対する意識が向上した ○景観担当課との協議を通してよりよいものを創ろうと、景観に対する意識が変化した ○景観重要公共施設周辺において、重点区域指定を検討している	○沿道で景観重点区域等の指定は行っていないが、行為の届出に当たり、整備に関する事項等への配慮を求めている ○景観重要道路指定が、周辺を含めた公共施設整備における協議のきっかけや、沿道の景観形成推進のきっかけとなっている ○管理者の異なる一連の道路について、一定の方針のもと整備を行うことが可能になった ○景観重要道路がマラソンコースの一部となったり、ドライバーからの評価も高かったりするなど、整備効果が高まっている	○管理者の異なる公共施設の整備方針に、市の意向を盛り込むことが可能になった	○従来は、公共施設の景観形成は町からのお願いという立場だったが、制度活用により、景観形成基準を尊重してもらえるようになった

表-2 ヒアリング調査結果の概要（公共施設管理者等）

項目	管理者等	F 土木事務所	G 国道管理事務所	景観担当部局
ヒアリング年月日		平成 19 年 1 月 29 日	平成 19 年 1 月 12 日	平成 18 年 12 月 26 日
同意に向けた協議プロセス		<ul style="list-style-type: none"> ○市町村が景観重要公共施設を位置付ける場合には、具体的にどのような公共施設において、どのような事項を位置付けていきたいのか、明確にしてから協議に臨むことが望ましい ○事業スパンや事業の段階的なプロセスなど、公共事業の幅広さを認識した上で、協議に臨むことが求められる ○公共事業のどの段階で、どのような事項について協議を行う必要があるのか、事業・管理サイドと景観サイドで認識を共有しておく必要がある ○事業の上位の計画段階から、景観形成に関する検討を行っていく必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○景観重要公共施設を指定する際には、整備・改修時期との整合が重要である ○市町村が国管理施設を景観重要公共施設として指定することを考えている場合は、早い段階で相談に来てもらいたい ○景観形成の取組みは、道路区域内だけでは十分な効果は期待できず、沿道建築物等の景観形成や地域のまちづくりと一体となって取組みを進めることが望ましい ○面的な景観形成の方向性がある、そのうえで道路の景観整備が担う役割を考えるべきである ○景観重要公共施設の協議体制のあり方や協議のプロセスについて、事例を蓄積しながら検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ○景観重要公共施設の協議に当たっては、市町村が景観重要公共施設に関する事項を具体的に検討する前に、県の事業・管理サイドと事前相談を行うことが大切である ○県景観担当部局の役割として、協議を行う際の県窓口の一本化、会議の主催、さらに庁内調整など、市町村と県の事業・管理サイドとの協議・同意が円滑に進むよう、両者の橋渡しを行う調整役を担っていくことを想定している
実際の整備や基準運用に当たっての体制及び仕組み		<ul style="list-style-type: none"> ○景観協議会等を活用して、公共施設整備のどの段階で、どのような事項について協議することが望ましいのか、事例を積み重ねながら検討することを想定している ○年度当初などに景観協議会を開催し、具体的にどのような事業が予定されているのか、それらの事業の中で、どの事業のどの事項について協議を行う必要があるのかについて話し合い、その上で個別の事業については、たとえば専門部会などを設置して、具体的な協議を行っていくことが望ましい ○市町村の景観計画に位置付けられた占用等の許可の基準について、土木事務所が判断することは難しく、市町村の景観計画サイドがチェックするしくみを整える必要がある ○複数自治体にまたがる道路等は、景観重要公共施設として広域的に位置付けることも想定される ○景観重要公共施設として、具体的にどのような景観形成を行いたいのか、市町村の意向がより明確になっていったほうが、住民対応や予算要求が行いやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域における景観形成の方針策定や隣接自治体間の調整等は、県の役割であると認識している ○国道事務所としては、管内の道路付属物の色彩デザイン指針を策定し、防護柵整備に関する景観整備の内部運用基準として活用している ○景観計画に基づく景観形成は、市町村が主体となって取り組むべきものであり、景観計画に定められた占用等の許可の基準に則っているかどうかは、市町村の判断に委ねられるべきである ○占用等の許可の申請の手続きに、市町村のチェックが入るようなくみの検討が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ○県景観条例に基づき、景観形成に関する基本方針を策定した ○景観重要公共施設の協議・同意の手続きや位置付け後の運用方法等に関する手引書を作成した ○広域調整に関しては、基本方針に、県土全域を対象とした景観域及び景観軸を設定し、景観形成に関する基本方向を提示した ○基本方向に基づき、複数の市町村にまたがる広域景観や公共施設の景観形成における自治体間の連携・調整を図っていく

(2) ヒアリング調査結果の分析

a) 制度活用のねらい

まず、景観重要公共施設としては、景観軸を構成する公共施設など地域景観の骨格となる施設や、地域の顔となるシンボリックな施設、さらに景観形成を重点的に行う区域内の主要な施設といった、地域の景観形成において特に重要な施設が指定されている。一方、E 町においては、公共施設は全般に地域の景観形成上重要な役割を担っているとの考えから、特に施設を限定せず、町内全域の一般国道、県道、町道といったように、網羅的に施設が指定されている。また、C 市や D 市のように、単体の施設（道路）のみ指定される場合と、A 市や B 市のように一定の区域内にある複数の種別の公共施設が一体的に指定される場合があることがわかる。

次に、景観重要公共施設指定のねらいとしては、公共施設における景観形成により、地域の景観形成の先導的役割を担うことや、管理者ごとに個別に進められている景観形成の取組みを一元的・一体的に進めることなどが挙げられている。

こうした先進事例の取組みから、景観重要公共施設制度には、たとえば重点区域内の主要施設を指定する場合など、公共施設と周辺建築物等との一体的な景観形成に加え、地域景観の骨格やシンボリック役割を担う施設における先導的な景観形成、さらに、道路などの管理者が複数にわたる一連の施設や一定区域内にある複数の種別の施設における一体的な景観形成といった、さまざまな役割が期待されていることを読み取ることができる。

b) 同意に向けた協議プロセス

同意に向けた協議プロセスに関して、まず、協議期間については、おおむね半年から 1 年半程度の期間を要していることがわかる。つまり、景観計画策定にあわせて景観重要公共施設の指定を想定している場合は、あらかじめ同意までの期間に配慮して協議スケジュールを設定する必要がある。一方、景観計画策定後に景観重要公共施設指定を想定している場合は、協議に一定の期間が必要であることを認識し、対象施設や制度活用のねらい、景観計画における位置付け等を十分に検討したうえで、協議スケジュールを設定する必要がある。

次に、協議内容については、管理者側から、協議の早い段階から、景観行政団体がめざすべき景観像や景観形成の方向性を明示することなどが求められている。これに対し、いずれの景観行政団体も、既存の景観関連計画や景観ガイドライン等に基づく取組みを踏まえ、課題の改善や取組みの増進に資するよう、あらかじめ整備に関する事項や占用等の許可の基準を検討し、管理者等との協議に臨んでいることがわかる。つまり、先進事例においては、当該公共施設やその周辺等における既存の取組みを拠り所として、景観行政団体と公共施設管理者との間でめざすべき景観像を共有するとともに、制度活用による景観形成のねらいをより明確にすることで、協議の円滑化を図っていると考えられる。なお、アンケート調査結果の分析から、景観ガイドラインに、景観重要公共施設制度の代替としての役割が想定されていることが読み取れたが、先進事例においては、景観ガイドラインに基づ

く取組みを増進するよう、景観重要公共施設制度が活用されていることがわかる。

実際の協議に当たっては、県管理施設を景観重要公共施設に指定しているA市、C市、及びE町から、県管理者に対する制度の趣旨等の説明に時間を要した点が課題として指摘されており、県管理者側に制度の趣旨等が浸透していないことがわかる。一方、こうした管理者への制度の趣旨等の説明を含め、景観行政団体と管理者との協議の調整役として、県景観担当部局の役割が評価されており、景観重要公共施設制度における都道府県景観担当部局の役割を提示するものであると考える。

また、管理者側から、協議に当たり、公共施設の事業段階や事業プロセスに対する配慮等が要請されている。これは、景観計画の策定プロセスと公共事業の事業プロセスとの相違に係わる指摘であり、同意に向けた協議プロセスとともに、整備に関する事項や占用等の許可の基準の記載内容、さらに実際の整備や基準の運用に当たっての体制や仕組みとあわせて検討すべき課題であると考えられる。

c) 実際の整備や基準運用に当たっての体制及び仕組み

整備に関する事項に即した整備の実施や、占用等の許可の基準の運用に当たり、管理者側から、整備に関わる継続的な協議体制の構築や、占用等の許可において基準への適合を判断する際の景観行政団体による確認の仕組みの導入が求められている。

これに対し、E町は景観重要公共施設管理者等と景観協議会を設置し、実際の整備に当たっての具体的な整備内容等について協議することとし、また、A市は景観重要公共施設管理者等との連絡調整会議を設置し、年度内の公共施設整備等について情報交換を行うこととしており、管理者との継続的な協議体制を整えている。一方、B市、C市、及びD市は、協議会等の協議体制は構築しておらず、担当者レベルでの任意の協議にとどまっておらず、たとえば担当者の異動等により適切に引継ぎが行われない場合など、こうした協議が滞る可能性もあり、継続的な協議体制の構築が課題であると考えられる。

また、占用等の許可の基準を定めているA市及びB市は、国及び県管理の景観重要公共施設における基準の運用に当たり、基準への適合を判断する際、景観行政団体が事前確認を行う運用の仕組みを導入している(図-10)。こうした仕組みの導入により、特に裁量的・定性的基準の適合を判断する際、景観行政団体の意向を適切に反映することができる。ただし、B市が課題として指摘するように、こうした仕組みを適切に運用するためには、占用等の申請者に対する情報提供など、十分な周知が必要であると考えられる。

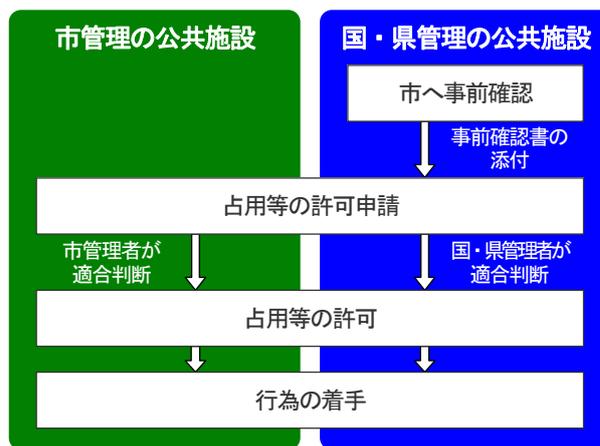


図-10 事前確認の仕組み

なお、管理者側から、道路など広域の複数自治体にまたがる公共施設を景観重要公共施設として指定する場合は、県が広域調整の役割を担うべきとの認識が示されており、これは景観重要公共施設制度における都道府県の役割を提示するものであると考える。

d) 制度活用の効果

景観重要公共施設制度の活用により、周辺建築物等との一体的な景観形成や、管理者の異なる公共施設の整備に対する景観行政団体の意向の反映といった、いわば直接的な効果に加え、以下のような波及効果を把握することができる。

まず、A市やE町のように、景観協議会などとして景観重要公共施設の整備に関する継続的な協議体制を構築することで、景観行政団体と公共施設管理者との日常的な連携が強化され、たとえば当該施設の通常の維持管理における補修・改修といった、整備に関する事項として定めきれない詳細な事項についても、よりきめ細かく景観行政団体の意向を反映することができる。また、整備に関する事項として具体的な整備内容を定めることができなかつたとしても、実際の整備にあたっては、事業段階や事業プロセスに配慮しつつ、景観行政団体と公共施設管理者との協議を通して、具体的な整備内容を段階的に深化させるなど、柔軟な対応が可能になると考える。

また、A市やB市のように、管理者の異なる景観重要公共施設における占用等の許可に当たり、景観行政団体が事前確認を行う仕組みを定めておくことで、景観行政団体側がそれまで把握することのできなかつた占用物件の全体像を把握することができるようになる。そうした情報の蓄積は、占用等の許可の基準の見直しや拡充、さらに当該公共施設の景観面からの適切な維持管理等に活かされると考える。加えて、A市の景観重要河川への橋梁の架橋事例のように、あらかじめ占用物件を把握することで、占用等の許可の基準に照らして、占用物件の整備に対しても景観行政団体の意向を反映することが可能になると考える。

さらに、景観行政団体が管理する公共施設においても、整備に関する事項や占用等の許可の基準に関する協議を通して、公共施設の整備・管理部署の景観に対する意識が高まり、景観重要公共施設以外の公共施設の整備に当たっても、整備・管理部署から景観部に相談が来るなど、庁内の景観に対する意識啓発や景観に係わる協議・連携体制の強化につながっていると考える。

一方、たとえば、景観重要公共施設指定を契機として、施設周辺において景観重点区域の指定が進むといったように、制度活用による周辺地域の景観形成やまちづくりへの波及効果を読み取ることができる。

4. 景観重要公共施設制度の活用方策に関する考察

アンケート調査等により抽出された景観重要公共施設制度の活用上の課題を踏まえ、先進事例の取組みの分析に基づき、景観重要公共施設制度の効果的な活用に向けた留意事項について、(1) 効果を意識した制度活用方策の検討、(2) 総合的景観形成に向けた整備に関する事項等の設定、(3) 景観行政団体と公共施設管理者との連携体制・仕組みの構築、3つの視点から考察する。

(1) 効果を意識した制度活用方策の検討

景観重要公共施設制度の活用にあたっては、制度活用による効果を十分に意識して、活用方策を検討する必要があると考える。

制度活用による効果としては、まず、周辺地域との関係に着目すると、たとえば周辺地域において景観形成やまちづくりの取組みが先行している場合等は、そうした周辺地域の取組みと一体となった、あるいは取組みに配慮した公共施設における景観形成の推進といった効果が期待される。一方、たとえば良好な景観に恵まれている地域や改善すべき景観上の課題を抱えている地域において、景観形成やまちづくりの取組みが十分には進んでいない場合等は、公共施設における先導的な景観形成を契機とした地域の取組みの推進といった効果が期待される。

こうした効果の発現に資する活用方策としては、地域の景観の骨格となる施設や地域の顔となるシンボリックな施設など、地域の景観形成において特に重要な施設を景観重要公共施設として指定することが考えられるが、いずれにおいても、景観重要公共施設指定とあわせて、当該公共施設の周辺地域を景観重点区域に指定するなど、景観計画に公共施設とその周辺地域の取組みを一体的に位置付けることが重要であると考えられる。

次に、管理者の異なる公共施設間の連携に着目すると、公共施設においては、たとえ隣接していても、管理者が異なる場合には、相互に連携することなく個別に景観形

成の取組みが進められることがあるが、そうした管理者の異なる公共施設や種別の異なる複数の公共施設における、一元的・一体的な景観形成の推進といった効果が期待される。

こうした効果の発現に資する活用方策としては、たとえば道路などの管理者が複数にわたる一連の施設や一定区域内にある複数の種別の施設を景観重要公共施設として一体的に指定し、共通した景観形成の方針に基づき、整備に関する事項等を定めることが重要であると考えられる。

また、景観行政団体と公共施設管理者、もしくは景観部局と公共施設の整備・管理部署との連携に着目すると、景観重要公共施設の整備等に関する相互の日常的な情報共有・連携を通して、景観行政団体もしくは景観部局の意向をきめ細かく反映した整備及び維持管理の実施、あるいは事業段階や事業プロセスに応じた柔軟な景観検討の実施といった効果が期待される。

こうした効果の発現に資する活用方策としては、整備に関する事項等の検討・協議を通して、景観行政団体と公共施設管理者、もしくは景観部局と公共施設の整備・管理部署との連携を深めるとともに、景観に対する意識を高め、景観重要公共施設の整備に関する継続的な協議体制を構築したり、占用等の許可に当たり景観行政団体が基準への適合の判断を事前確認する仕組みを導入したりすることが重要であると考えられる。

(2) 総合的な景観形成に資する整備に関する事項等の設定

景観重要公共施設の制度の活用にあたっては、景観計画の下で、公共施設と周辺の建築物等が一体となった総合的な景観形成を進めることができるよう、景観計画に定める景観形成の方針や建築物等の景観形成基準等と連動して、景観重要公共施設の整備に関する事項等を設定する必要がある。そのためには、景観行政団体と公共施設管理者、もしくは景観部局と公共施設の整備・管理部署との間で、整備に関する事項等の実施によりめざすべき景観像や景観形成の方向性を共有することが重要であると考えられる。

そこで、たとえば既存施設を景観重要公共施設に指定する場合等は、当該公共施設やその周辺等における既存の景観関連計画や景観ガイドライン等に基づく取組みを踏まえ、整備に関する事項等の検討の早い段階から、制度活用によりめざすべき景観像や景観形成の方向性について関係者が確認・共有するとともに、既存の取組みの増進や課題の改善の視点から、より具体的に整備に関する事項等を設定することが重要であると考えられる。

一方、新規に整備する施設を景観重要公共施設に指定する場合や、既存施設であっても十分な取組みの蓄積がない場合等は、めざすべき景観像の共有や整備に関する

事項等の具体的な内容の検討に時間を要するため、景観計画に具体的な内容を定めることができず、整備の方向性や考え方のみ定めることが想定される。その場合、景観行政団体と公共施設管理者等との間で、当該公共施設の整備に関して、景観計画策定後も継続的に協議を行う体制を整えるとともに、そうした協議の場を通して、事業段階や事業プロセスに応じた具体的な整備内容について段階的に検討を深めるなど、柔軟な対応を図ることが重要であると考え。また、当該公共施設に係わる景観ガイドライン等の作成により、景観計画に定めた整備に関する事項等を補完することも効果的であると考え。

なお、占用等の許可の基準は、公共施設管理者が基準への適合を判断することから、適合を判断しやすい色彩に関する基準がより多く設定される傾向にある。しかし、周辺の建築物等と連動した総合的な景観形成を進めるためには、色彩以外の事項に関する基準の設定も重要であり、さらにそうした基準への適合の判断にあたり、景観行政団体の意向を適切に反映することが重要であると考え。そこで、公共施設管理者が適合を判断することが難しい基準を設定する場合は、適合の判断にあたり景観行政団体が事前確認を行う運用の仕組みもあわせて導入することが効果的であると考え。

(3) 景観行政団体と公共施設管理者との連携体制・仕組みの構築

公共施設の整備は、比較的長い期間にわたり行われ、また、各事業段階において検討・実施する事項が異なっている。さらに、事業プロセスも、公共施設の種別や事業特性に応じて異なっている。そのため、景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項等を定める際には、こうした事業段階や事業プロセスに配慮するとともに、事業の進捗にあわせて、景観計画に定めた事項を適宜評価・見直し、必要に応じて変更・拡充していくことが重要であると考え。

そのためには、たとえば、整備に関する事項等の検討・協議の段階から、景観協議会などとして景観重要公共施設の整備に関する継続的な協議体制を構築し、景観行政団体と公共施設管理者との日常的な連携を図っていくことが効果的であると考え。これにより、景観計画に具体的な整備内容を定めることができなかつたとしても、実際の整備や維持管理にあたり、景観行政団体と公共施設管理者との協議を通して、具体的な整備内容を段階的に深化させたり、景観計画に定めた事項を変更・拡充したりするなど、公共施設の整備状況に応じた柔軟な対応が可能になると考える。

また、景観行政団体とは管理者の異なる景観重要公共施設において占用等の許可の基準を定める場合は、基準への適合を判断する際、景観行政団体が事前確認を行う

運用の仕組みを導入することが効果的であると考え。これにより、裁量的・定性的な基準への適合を判断する際、景観行政団体の意向を適切に反映することができるほか、景観行政団体が占用物件の全体像を把握することができるようになる。こうした仕組みを通して、景観行政団体が占用物件に関する情報を蓄積することで、占用等の許可の基準の見直しや拡充、さらに当該施設の景観面からの適切な維持管理等が可能になると考える。

なお、都道府県の景観担当部局は、こうした連携体制や仕組みの構築にあたり、景観行政団体と公共施設管理者との調整役としての役割や、道路など複数自治体にまたがる公共施設を景観重要公共施設として指定する場合等の広域調整の役割を担うことが重要であると考え。

5. まとめ

本論の成果をまとめると、次のようになる。本論では、まず、全国の地方公共団体及び景観計画策定団体を対象としたアンケート調査、さらに景観計画の記載内容の分析に基づき、景観重要公共施設制度の活用実態を把握するとともに、制度を活用するうえでの課題を把握・整理した。そのうえで、先進的に景観重要公共施設制度を活用している神奈川県内の景観行政団体及び公共施設管理者等を対象としたヒアリング調査に基づき、景観重要公共施設制度の活用方策について分析した。

さらに、先進事例の分析に基づき、景観重要公共施設制度の効果的な活用に向けた留意事項について、効果を意識した制度活用方策の検討、総合的景観形成に向けた整備に関する事項等の設定、景観行政団体と公共施設管理者との連携体制・仕組みの構築、3つの視点から考察した。

こうした研究成果は、景観重要公共施設制度の効果的な活用による、公共施設と建築物等が一体となった総合的な景観形成に資する成果であると考え。

なお、今後の研究課題としては、次の点を指摘することができる。

まず、整備に関する事項に基づく実際の整備事例や、占用等の許可の基準の実際の運用事例等の分析により、整備に関する事項等として景観計画にどのような記載を行うことが効果的であるか、記載内容や記載方法に関する研究を深める必要がある。あわせて、継続的な協議体制や運用の仕組みについても、具体的な協議方法や運用方法等について研究することが考えられる。

また、景観重要公共施設制度を補完あるいは代替する役割が期待される景観ガイドラインについて、運用実態の分析等を踏まえ、ガイドラインのあり方等について研究することも重要である。

さらに、景観重要公共施設制度を活用する上での都道府県景観担当部局の役割について、広域調整のあり方も含めて研究する必要があると考える。

謝辞：本論をまとめるに当たり、アンケート調査及びヒアリング調査にご協力いただいた景観行政団体及び公共施設管理者の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

参考文献

- 1) 土木学会：景観法と土木の仕事，土木学会誌 vol.90 no.2，pp.11-43，土木学会，2005
平野勝也：景観法の可能性 ～創る景観と軽やかな運用～，景観・デザイン研究講演集 No.3，pp.142-146，土木学会，2007
- 2) 平野勝也：景観法の可能性 ～創る景観と軽やかな運用～，景観・デザイン研究講演集 No.3，pp.142-146，土木学会，2007
- 3) 第6回景観法活用意向調査，国土交通省，2009
第4回景観法施行実績調査，国土交通省，2009
- 4) 第6回景観法活用意向調査，国土交通省，2009
- 5) 第4回景観法施行実績調査，国土交通省，2009 を基に，景観計画の記載内容を精査したデータにより分析を行った。